

調達案件の訂正にかかるお知らせ

令和7年7月22日付で日本年金機構ホームページに掲載を行った 間接業務システム及び業務処理要領確認システム(MACS)運用管理業務一式の案件につきまして、一部訂正を行いましたのでお知らせいたします。

訂正内容につきましては、下記のとおりです。なお、掲載中のファイルについては、訂正後の内容に差替しております。

既已取得されている場合には、再度取得の上、訂正内容をご確認いただきますようお願いいたします。

【訂正内容】

契約書（案） 第32条（契約不適合責任期間等）の文言訂正

※下線部が変更箇所となります。

訂正前	訂正後
第32条 本契約における成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が <u>契約不適合の事実を知った時から</u> 1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。	第32条 本契約における成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が <u>成果物の検査を完了した日</u> を起算日として1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

日本年金機構調達管理部